

---

# 組織的犯罪処罰法 ハンドブック

～逐条解説から犯罪事実記載例まで～

---

**〔第2版〕**

加藤 俊治 編著



立花書房

## 第2版はしがき

本書初版を令和元年に発刊してから約7年が経過し、組織的犯罪対策の重要性はますます高まるとともに、我が国がこの分野で相応の役割を果たすべきであるという国際社会からの要請もより強いものとなってきました。それに伴い、捜査現場においても、犯罪収益規制の分野を中心に、本法を活用する場面が増加しています。

また、この間、マネー・ローンダリング行為に係る法定刑が大幅に引き上げられ、没収対象となる財産が拡大されるなど、本法の重要部分に関する大きな改正が行われたほか、刑法における拘禁刑の導入を始めとする他法の改正に伴って本法が改められた部分も多数に上ります。

こうした状況を踏まえ、近時の実務の動向や判例の進展にも目を配りつつ、より捜査現場において有用なものとすることを目指して、今回の改訂に臨みました。

そうした目的が十分に達せられているか否かについては誠に心許ない限りですが、わずかながらでも、警察実務の一助となれば幸いです。

ところで、本法は、比較的頻繁に改正がある法律であり、大きな改正が一段落し、その運用が定着したところで改訂を試みるのが適当ではないかとも考えていたのですが、短期間に改正が繰り返されることもあり、そのように考えている間に改訂の機を逸してしまいかねないことから、さし当たり、令和7年末現在で施行されている条文を基準として改訂作業を行いました。そのため、未施行となっているいわゆる刑事デジタル法（令和7年法律39号）による改正などは解説に織り込めておらず、未施行の条文に簡単な説明を加えるにとどめています。

この点に関しては、時機を見て手当をし、読者の便宜を図りたいと考えています。

今回の改訂に当たり、旧版の読者各位及び法務省刑事局公安課から、貴重な御指摘、御助言等を賜りました。また、立花書房編集部長の馬場野武氏を始めとする皆さんからは、旧版に引き続き、大変な御助力をいただきました。ここに記して、厚く感謝と御礼を申し上げます。

令和8年1月

編 著 者

## 推薦のことば

組織的犯罪処罰法は、我が国における組織的犯罪対策の基本法の一つとして平成11年に制定され、翌年施行されて以降、その適用実績が積み重ねられてきたものである。

本法の詳細な解説書としては、施行とほぼ時期を同じくして立案担当者らによる「組織的犯罪対策三法の解説」（法曹会）が公にされているが、その後の数次にわたる改正や集積している裁判例について包括的に触れた解説書は、残念ながら見当たらなかったように思われる。

上記「組織的犯罪対策三法の解説」の共同執筆者の一人であるとともに、最近における本法改正に関わった担当者でもある編著者による本書は、被害回復給付金制度の導入に伴う改正、TOC 条約の締結に伴う改正等、本法の改正部分に関する解説を取り込んで、罰則部分を中心に実際の裁判例を意識した説明を試みた上、主な罰則について犯罪事実記載例を掲載するとともに、関連する資料をも収録することで、実務上必要にして十分な情報を一冊で得ることができる内容となっており、本法の運用を担う第一線の捜査官にとって好適な解説書である。

今後、組織的犯罪に対する的確な対応の重要性は益々高まるものと思われるが、本書が、その一助となることを念願している。

令和元年6月

さいたま地方検察庁検事正 上富敏伸

## はしがき

組織的犯罪処罰法については、その制定時あるいは改正時に、それぞれの立案担当者を執筆者とする逐条解説等が公にされてきましたし、関連する裁判例に関する評釈・研究も多数発表されてきました。また、TOC条約を実施するための改正部分に関しては、国会においても、相当の時間を費やした議論が行われました。

組織的犯罪処罰法の制定からまもなく20年となるこの時期に、これらの業績や議論の成果を集成し、犯罪事実記載例や関係資料をも集約した上で、「令和元年」現在の同法を反映した解説書を発刊することには意味があらうと考え、本書の編著をお引き受けしました。

したがって、執筆に当たっては、なるべく客観性を保ち、特に第一次捜査機関において活用していただけるように心がけたものではあります。もとより、意見にわたる部分は私見にすぎないものです。

近時、我が国における組織的犯罪は急速に深刻の度を増しつつあり、また、犯罪組織によるマネー・ロンダリングへの対応も、引き続き、喫緊の課題となっています。そのような中、組織的犯罪処罰法は、他の関連諸法令・諸制度とともに、益々、その役割を増していくものと思われま。

本書が、その運用に当たる第一次捜査機関を始めとする関係者の一助となれば、幸いです。

本書の発刊に当たり、馬場野武次長を始めとする、立花書房出版部の関係各位には、企画段階から完成に至るまで、終始、貴重な助言・示唆等を頂戴しました。ここに記して、特に感謝を申し上げます。

令和元年6月

編 著 者

## 凡 例

本書中において法令等を引用する場合、以下の略語を用いることがある。

本 法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律136号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律94号）
テロ資金提供等処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律67号）
第三者没収 応急措置法	刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律138号）
共 助 法	国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律69号）
規 則	犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則10号）
TOC条約	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約
人身取引議定書	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書

密入国議定書 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書

麻薬新条約 麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国際連合条約

その他、略称が一般的なものについても、適宜省略している。

## 参考文献

本法の解説として、既に次のような文献がある。本書の執筆についても、これらを参照している。

- 三浦守＝松並孝二＝八澤健三郎＝加藤俊治「組織的犯罪対策関連三法の解説」〔平成13年、法曹会〕
- 八澤健三郎＝加藤俊治「Q&A 組織的犯罪対策三法」〔平成13年、立花書房〕
- 山内由光「「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」について」（現代刑事法67号所収）
- 飯島泰＝谷滋行＝親家 and 仁＝平城文啓「「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第86号）」及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）」の解説<1>」（法曹時報59巻8号所収）
- 杉山徳明＝吉田雅之「「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」について（上）」（法曹時報64巻4号所収）
- 隄良行＝懈清隆「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」（法曹時報69巻11号所収）

# 組織的犯罪処罰法ハンドブック〔第2版〕／目次

～逐条解説から犯罪事実記載例まで～

第2版はしがき  
 推薦のことば  
 はしがき  
 凡 例  
 参考文献

## 第1編 逐条解説編

組織的犯罪処罰法の概要…………… 3

### 第1章 総 則…………… 4

#### ① 目 的（第1条）…………… 4

本法の目的を定める

#### ② 定 義（第2条）…………… 6

本法における「団体」「犯罪収益」「犯罪収益に由来する財産」「犯罪収益等」その他の用語の意義について定める

1 団 体（1項）…………… 8

2 犯 罪 収 益（2項）……………12

3 犯罪収益に由来する財産（3項）……………19

4 犯罪収益等（4項）……………20

5 薬物犯罪収益（5項）……………20

6 薬物犯罪収益に由来する財産（6項）……………21

7 薬物犯罪収益等（7項）……………21

## 第2章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等……24

### ③ 組織的な殺人等（第3条） ……………24

刑法に定められた一定の罪が組織的な態様又は団体の不正権益との関連で犯された場合について、その法定刑を加重した罪を設ける

#### 1 趣 旨 ……………25

#### 2 対象犯罪 ……………26

#### 3 組織的態様により実行される罪に係る刑の加重（1項） ……………28

#### 4 不正権益目的の罪に係る刑の加重（2項） ……………33

#### 5 その他 ……………36

### ④ 未遂罪（第4条） ……………38

3条に定める罪のうち、組織的な殺人、強要、身の代金目的略取等、詐欺及び恐喝について、未遂を処罰する旨を定める

### ⑤ 組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕（第5条） ……………39

組織的な身の代金目的略取及び誘拐における解放による刑の減輕について定める

## ⑥ 組織的な殺人等の予備（第6条）……………40

組織的な殺人の予備について刑法の法定刑を加重するとともに、組織的な営利目的略取及び誘拐の予備罪を設ける

- 1 組織的態様により実行される罪に係る予備罪（1項）……………40
- 2 不正権益目的の罪に係る予備罪（2項）……………41
- 3 自首による必要な刑の減免（1項ただし書、2項）……………42

## ⑦ テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画（第6条の2）……………43

テロ等準備罪について罰則を設けるとともに、同罪の捜査における配慮事項について定める

- 1 趣 旨 等……………44
- 2 保 護 法 益……………45
- 3 テロ等準備罪①（1項）……………45
- 4 テロ等準備罪②（2項）……………55
- 5 共犯関係等……………57
- 6 法 定 刑……………57
- 7 自首による必要な刑の減免（1項ただし書、2項）……………58
- 8 対象犯罪が親告罪である場合（3項）……………58
- 9 他罪との関係……………59
- 10 配 慮 規 定（4項）……………59

⑧ 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（第7条） .....61

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等、証拠隠滅等及び証人等威迫の罪並びに裁判員等に対する威迫の罪について、刑法又は裁判員法の法定刑を加重した罪を設ける

- 1 趣 旨 .....62
- 2 本条の加重の対象となる場合 .....63
- 3 刑法105条の不適用 .....64

⑨ 証人等買収（第7条の2） .....65

証人等買収罪について罰則を設け、更に、組織的な犯罪に関して証人等買収行為が行われた場合の加重処罰規定を設ける

- 1 趣 旨 .....65
- 2 証人等買収の罪（1項） .....66
- 3 組織的な犯罪に係る法定刑の加重（2項） .....67

⑩ 団体に属する犯罪行為組成物件等の没収（第8条） .....68

団体の構成員が当該団体に係る組織的な犯罪を犯した場合等において、当該団体に属する犯罪組成物件又は犯罪供用物件を没収することができる要件を定める

【9条～11条前説】	71
1 マネー・ローンダリング処罰の趣旨	71
2 FATF 勧告対応法による本法改正	73
11 不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為 (第9条)	76
不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為について罰則を設ける	
1 主 体	78
2 不法収益等	79
3 行 為	79
4 法 定 刑	84
12 犯罪収益等隠匿 (第10条)	85
犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿するなどの行為について罰則を設ける	
1 犯罪収益等隠匿罪 (1項)	85
2 未 遂 罪 (2項)	94
3 予 備 罪 (3項)	94
4 罪数、他罪との関係	95

13 犯罪収益等收受（第11条） .....98

情を知って犯罪収益等を收受する行為について罰則を設ける

- 1 主 体 .....98
- 2 客 体 .....98
- 3 行 為 .....98
- 4 本条の罪の不成立（ただし書） ..... 100
- 5 他罪との関係 ..... 102
- 6 收受した犯罪収益等についての犯罪収益等による事業支配の罪、  
犯罪収益等隠匿罪、犯罪収益等收受罪の成否 ..... 103
- 7 法 定 刑 ..... 104

14 国 外 犯（第12条） ..... 105

本法に規定する罪につき、国外犯規定（国民の国外犯及び条約による国外犯）を設ける

- 1 刑法3条（国民の国外犯）の例に従う罪 ..... 105
- 2 刑法4条の2（条約による国外犯）の例に従う罪 ..... 105

15 犯罪収益等の没収等（第13条） ..... 107

犯罪収益、犯罪収益に由来する財産等の没収につき定めた上、犯罪被害財産については原則として没収できないが一定の場合には没収できること、9条の罪が薬物不法収益に係る場合における必要的没収などについて定める

- 1 犯罪収益等の没収（1項） ..... 110
- 2 犯罪被害財産の没収（2項及び3項） ..... 115
- 3 薬物不法収益等を用いた9条1項から3項までの罪に係る必要的  
没収（4項及び5項） ..... 125

16 犯罪収益等が混和した財産の没収等（第 14 条）…………… 129

犯罪行為の後裁判時までには不法財産につき混和が生じた場合における、13 条の規定による没収の方法について定める

17 没収の要件等（第 15 条）…………… 131

13 条の規定による没収に関し、没収対象財産の権利関係に係る没収の要件及び没収対象財産の上に善意の第三者の権利が存在する場合の取扱いについて定める

1 13 条の規定による没収の要件（1 項）…………… 131

2 没収財産の上に存する権利の存続（2 項）…………… 132

18 追 徴（第 16 条）…………… 134

13 条の規定による没収が不能又は不相当な場合における追徴について定める

1 13 条 1 項の没収に係る追徴（1 項）…………… 134

2 犯罪被害財産の価額の追徴（2 項）…………… 135

3 13 条 4 項の没収に係る追徴（3 項）…………… 136

4 犯 人…………… 136

5 追徴額の算定基準時…………… 138

19 両罰規定（第 17 条）…………… 139

9 条、10 条及び 11 条の罪（マネー・ローンダリング行為の罰則）につき、両罰規定を設ける

### 第3章 没収に関する手続等の特例 ..... 140

#### 20 第三者の財産の没収手続等（第18条） ..... 140

13条の規定により、第三者に帰属する債権等又は第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合における没収に関する手続について定める

1 第三者に帰属する債権等の没収に係る手続（1項） ..... 142

2 第三者の権利がその上に存在する財産の没収に係る手続（2項） ..... 143

3 没収対象財産の上に存する第三者の権利を存続させる旨の宣告（3項） ..... 144

4 その上に第三者の権利が存する財産が没収された場合における救済の手続（4項） ..... 144

5 本条4項の裁判の効果（5項） ..... 146

6 第三者没収応急措置法の準用（6項） ..... 147

#### 21 犯罪被害財産の没収手続等（第18条の2） ..... 148

犯罪被害財産の没収手続（判決事項等）及び没収した犯罪被害財産等の処理について定める

1 犯罪被害財産である旨等の宣明（1項） ..... 148

2 被害回復給付金の支給（2項） ..... 149

【特定電子移転財産権の没収の裁判の執行に関する規定等の新設（未施行）】 ..... 151

22 没収された債権等の処分等（第 19 条）…………… 153

没収された債権等は検察官が処分しなければならないことなどを定める

1 検察官の処分（1項）…………… 153

2 債務者に対する通知（2項）…………… 154

23 没収の裁判に基づく登記等（第 20 条）…………… 156

権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づく登記等の嘱託について定める

24 刑事補償の特例（第 21 条）…………… 158

債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容に係る同法の規定の準用について定める

## 第4章 保全手続…………… 159

### 第1節 没収保全…………… 160

#### 25 没収保全命令（第22条）…………… 160

起訴後における没収保全及び附帯保全の要件、手続等について定める

- 1 没収保全の要件等（1項）…………… 162
- 2 附帯保全命令の要件等（2項）…………… 165
- 3 没収保全命令及び附帯保全命令の記載事項等（3項）…………… 168
- 4 急速を要する場合における裁判長の権限（4項）…………… 169
- 5 第一回公判期日前における没収保全に関する処分（5項）…………… 170
- 6 押収との関係（6項）…………… 170

#### 26 起訴前の没収保全命令（第23条）…………… 171

起訴前における没収保全及び附帯保全の要件及び手続、没収保全の効力の期間の制限及び更新等について定める

- 1 起訴前の没収保全及び附帯保全の請求権者等…………… 173
- 2 司法警察員から検察官への関係書類の送付（2項）…………… 174
- 3 起訴前の没収保全の効力の期間（3項、4項）…………… 175
- 4 請求先裁判官等（5項、6項）…………… 179
- 5 没収保全が効力を失うことがなくなるに至った場合における通知等（7項）…………… 180

## 27 没収保全に関する裁判の執行（第 24 条）…………… 182

没収保全に関する裁判で執行を要するものは検察官の指揮によって執行することなどを定める

1 没収保全に関する裁判の執行（1項）…………… 182

2 没収保全命令の送達前の執行（2項）…………… 183

## 28 没収保全の効力（第 25 条）…………… 184

没収保全がされた財産について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関しては、原則として、その効力を生じないことを定める

1 概 要…………… 184

2 没収保全の効力が及ぶ範囲…………… 184

3 没収保全の効力の内容…………… 185

4 本条ただし書…………… 186

## 29 代替金の納付（第 26 条）…………… 188

没収保全財産に代わる代替金の納付を許すことができること、代替金の納付があったときは没収保全は代替金についてされたものとみなすことなどを定める

1 代替金の納付の許可（1項）…………… 188

2 検察官からの意見聴取（2項）…………… 189

3 即時抗告（3項）…………… 189

4 代替金納付の効果（4項）…………… 190

30 不動産の没収保全（第 27 条）…………… 191

不動産の没収保全に関する手続、執行方法等について定める

- 1 不動産の没収保全命令（1 項）…………… 192
- 2 没収保全命令の送達先（2 項）…………… 193
- 3 不動産の没収保全命令の執行等（3 項～5 項）…………… 193
- 4 公示の措置（6 項）…………… 194
- 5 処分禁止の仮処分との調整（7 項）…………… 194
- 6 民事執行法の準用（8 項）…………… 195

31 船舶等の没収保全（第 28 条）…………… 197

登記・登録の対象となる船舶、航空機、自動車、建設機械又は小型船舶の没収保全について、不動産の没収保全の例による旨を定める

32 動産の没収保全（第 29 条）…………… 198

動産の没収保全に関する手続、公示の措置等について定める

- 1 動産の没収保全命令（1 項）…………… 198
- 2 没収保全命令の送達先（2 項）…………… 199
- 3 動産の没収保全の効力発生時期（3 項）…………… 199
- 4 公示の措置（4 項）…………… 199

33 債権の没収保全（第 30 条）…………… 200

債権の没収保全に関する手続、民事執行法の準用等について定める

1 債権の没収保全命令（1 項）…………… 201

2 没収保全命令の送達先（2 項）…………… 201

3 債権の没収保全の効力発生時期（3 項）…………… 202

4 民事執行法の準用（4 項）…………… 202

【特定電子移転財産権の没収保全に関する規定等の新設（未施行）…… 203

34 その他の財産権の没収保全（第 31 条）…………… 204

「その他の財産権」の没収保全について、原則として債権の没収保全の例によることなどを定める

35 没収保全命令の取消し（第 32 条）…………… 206

没収保全の理由若しくは必要がなくなった場合又は没収保全の期間が不当に長くなった場合における、裁判所による没収保全命令の取消しについて定める

36 没収保全命令の失効（第 33 条）…………… 208

無罪等の裁判の告知があった場合等における没収保全命令の失効について定める

37 失効等の場合の措置（第 34 条）…………… 210

没収保全が効力を失った場合又は代替金が納付された場合における検察官の措置について定める

38 没収保全財産に対する強制執行の手続の制限（第 35 条）…………… 212

没収保全がされている財産について強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされた場合における強制執行の手続の制限について定める

39 第三債務者の供託（第 36 条）…………… 214

金銭債権について没収保全と強制執行による差押えが競合した場合における当該債権の債務者の供託について定める

40 強制執行に係る財産の没収の制限（第 37 条）…………… 216

没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産等の没収に関する制限について定める

41 強制執行の停止（第 38 条）…………… 218

強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について定める

42 担保権の実行としての競売の手続との調整（第 39 条）…………… 220

没収保全と担保権の実行としての競売の手続との調整について定める

【39 条の 2 の新設（未施行）】…………… 222

43 その他の手続との調整（第 40 条） ..... 223

没収保全と仮差押えの執行、滞納処分、破産手続、再生手続、外国倒産処理手続の承認援助手続、更生手続又は特別清算との手続の調整について定める

44 附帯保全命令の効力等（第 41 条） ..... 225

附帯保全命令の効力について定めるとともに、附帯保全について包括的に没収保全の規定を準用する

第2節 追徴保全	226
45 追徴保全命令（第42条）	226
起訴後における追徴保全の要件、手続等について定める	
1 追徴保全の要件等（1項）	227
2 追徴保全額の定め及び財産の特定（2項）	230
3 追徴保全解放金（3項）	231
4 追徴保全命令の記載事項等（4項）	232
5 没収保全に関する規定の準用（5項）	232
46 起訴前の追徴保全命令（第43条）	233
起訴前における追徴保全について定める	
1 起訴前の追徴保全の要件等（1項）	233
2 起訴前の没収保全に関する規定の準用（2項）	234
47 追徴保全命令の執行（第44条）	235
追徴保全命令は、検察官の命令によって執行し、この命令は、民事保全法の規定による仮差押命令と同一の効力を有することなどを定める	
1 検察官の命令等（1項）	236
2 追徴保全命令謄本の送達前の執行（2項）	236
3 追徴保全命令の執行の方法等（3項）	236

## 48 金銭債権の債務者の供託（第 45 条）…………… 239

追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者の供託の効果に関する特則を設ける

## 49 追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行（第 46 条）…………… 240

追徴保全解放金の納付と追徴又は仮納付の裁判の執行との関係について定める

## 50 追徴保全命令の取消し（第 47 条）…………… 242

追徴保全の理由若しくは必要がなくなった場合又は追徴保全の期間が不当に長くなった場合における、裁判所による追徴保全命令の取消しについて定める

1 趣 旨 …………… 242

2 要件・手続等 …………… 243

## 51 追徴保全命令の失効（第 48 条）…………… 244

無罪等の裁判の告知があった場合等における追徴保全命令の失効について定める

## 52 失効等の場合の措置（第 49 条）…………… 245

追徴保全命令が効力を失った場合又は追徴保全解放金が納付された場合における検察官の措置について定める

第3節 雑 則	247
53 送 達 (第50条)	247
没収保全又は追徴保全に関する書類の送達について、原則として、民事訴訟に関する法令の規定を準用することなどを定める	
54 上訴提起期間中の処分等 (第51条)	249
上訴期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの等について没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない旨を定める	
55 不服申立て (第52条)	250
没収保全又は追徴保全に関して裁判所又は裁判官のした裁判に対する抗告及び準抗告について定める	
1 裁判所の裁判に対する抗告 (1項)	250
2 裁判官の裁判に対する準抗告 (2項、3項)	251
56 準 用 (第53条)	252
没収保全及び追徴保全に関する手続について、本法に特別の定めがあるもののほか、包括的に刑事訴訟法の規定を準用する	

第5章 削 除 ..... 253

57 削 除（第54条から第58条まで） ..... 253

疑わしい取引の届出に関する規定が削除されたもの

<b>第6章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に ついての国際共助手続等</b> .....	254
<b>58 共助の実施（第59条）</b> .....	256
没収・追徴の確定裁判の執行の共助及び没収・追徴のための保全の共助についての国際共助手続に関する基本的な要件及び制限事由等を定める	
<b>1 共助の実施の要件等（1項）</b> .....	257
<b>2 薬物犯罪等に当たる行為に係る共助の実施（2項）</b> .....	264
<b>3 没収対象財産の上に存する権利の存続（3項）</b> .....	264
<b>59 追徴とみなす没収（第60条）</b> .....	266
没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための財産の保全の共助について、追徴の確定裁判の共助又は追徴のための財産の保全の共助の要請として実施する場合について定める	
<b>60 要請の受理（第61条）</b> .....	268
共助の要請の受理について、原則として外務大臣が行い、一定の場合には法務大臣が行うことなどを定める	

61 裁判所の審査（第 62 条）…………… 269

没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請に関する裁判所の審査について定める

- 1 審査の請求（1 項）…………… 270
- 2 裁判所の決定（2 項）…………… 271
- 3 没収対象財産の上に存在する権利を存続させる旨の決定（3 項）…………… 272
- 4 追徴すべき日本円の金額の表示（4 項）…………… 272
- 5 審査の対象（5 項）…………… 273
- 6 利害関係人の手続への参加（6 項）…………… 273
- 7 検察官等からの意見の聴取等（7 項～9 項）…………… 274

62 抗 告（第 63 条）…………… 275

検察官及び参加人が抗告及び特別抗告をすることができること並びにその抗告の提起期間を 14 日とすることを定める

63 決定の効力（第 64 条）…………… 276

執行共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合の効力について定める

64 要請国への執行財産等の譲与等（第 64 条の 2）…………… 278

執行共助の要請国から当該共助の実施に係る財産等の譲与の要請があったときは、その全部又は一部を譲与することができることなどを定める

- 1 要請国への執行財産等の譲与（1 項）…………… 279
- 2 執行財産等の譲与のための保管（2 項）…………… 279
- 3 執行財産等の仮保管（3 項）…………… 280

65 決定の取消し（第 65 条）…………… 281

執行共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときなどにおける措置について定める

66 没収保全の請求（第 66 条）…………… 283

没収のための保全の共助の要請に関する検察官の措置について定める

1 没収保全等の請求（1 項）…………… 283

2 審査の請求後における没収保全の処分（2 項）…………… 285

67 追徴保全の請求（第 67 条）…………… 286

追徴のための保全の共助の要請に関する検察官の措置について定める

1 追徴保全の請求（1 項）…………… 286

2 審査の請求後における追徴保全の処分（2 項）…………… 287

68 公訴提起前の保全の期間（第 68 条）…………… 288

没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関してされた場合における没収保全又は追徴保全命令の効力の期間について定める

1 趣 旨…………… 288

2 公訴提起前の保全の期間…………… 289

69 手続の取消し（第 69 条）…………… 291

共助の要請を撤回する旨の通知があった場合における措置について定める

70 事実の取調べ（第70条）…………… 292

6章の規定による審査又は没収保全若しくは追徴保全に関する処分をする場合における裁判所又は裁判官の事実の取調べについて定める

71 検察官の処分（第71条）…………… 293

6章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要がある場合における検察官の処分について定める

72 管轄裁判所（第72条）…………… 295

6章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求の管轄裁判所等を定める

73 準 用（第73条）…………… 296

6章の手續につき、本法、共助法その他の法律の所要規定を準用する

74 逃亡犯罪人の引渡しに関する特例（第74条）…………… 298

テロ等準備罪又は犯罪収益等隠匿の予備に関する逃亡犯罪人の引渡しについて、逃亡犯罪人引渡法の特則を設ける

**第7章 雑 則** ..... 299

**75 政令等への委任（第75条）** ..... 299

政令及び最高裁判所規則への委任について定める

**76 経過措置（第76条）** ..... 300

本法に基づき政令を制定・改廃する場合には、その政令で、所要の経過措置を定めることができる旨を定める

## 第2編 犯罪事実記載例編

1	組織的な殺人等（3条）	303
	(1) 組織的な賭博場開張等凶利（3条1項6号、刑法186条2項、刑法60条）	310
	(2) 組織的な殺人（3条1項7号、刑法199条、刑法60条）	312
	(3) 組織的な監禁（3条1項8号、刑法220条、刑法60条）	314
	(4) 組織的な詐欺（3条1項13号、刑法246条1項、刑法60条）	316
	(5) 不正権益獲得目的による恐喝未遂（4条、3条2項、1項14号、刑法249条）	319
2	組織的な殺人の予備（6条）	320
	(1) 組織的な殺人の予備（6条1項1号、刑法60条）	321
	(2) 不正権益獲得目的による殺人の予備（6号2項、1項1号、刑法199条）	324
3	テロ等準備罪（6条の2）	325
	組織的犯罪集団の構成員が覚醒罪の密輸入を計画し、実行準備行為に及ぶ（6条の2第1項、別表第四第1号、別表第三第26号、覚醒剤取締法41条1項）	326

4	組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（7条）	328
	(1) 組織的な強盗の罪の犯人を蔵匿する（7条1項1号）	329
	(2) 不正権益維持目的による殺人事件を担当する裁判員に対して威迫行為をする（7条2項、1項4号）	331
5	証人等買収（7条の2）	332
	(1) 偽証を依頼し、報酬を供与する（7条の2第1項1号）	333
	(2) 不正権益獲得目的による恐喝の罪に関する証拠偽造を依頼し、報酬の供与を約束する（7条の2第2項、1項1号）	335
6	不法収益等による法人等の事業経営支配（9条）	336
	(1) 詐欺により得た犯罪収益を用いて支配株主の地位を取得し、会社役員を選任する（刑法246条1項、本法9条1項）	337
	(2) 無許可風俗営業により得た売上金等を用いることにより発起人の地位を取得し、設立時役員を選任する（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律49条1号、3条1項、2条1項1号、本法9条1項1号）	339

7 犯罪収益等隠匿（10条）	340
(1) わいせつDVDの代金を第三者名義口座に振込入金させる（10条1項前段）…帰属仮装	341
(2) ヤミ金の超過利息等を第三者名義口座に振込入金させる（貸金業法47条2号、11条1項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項後段、本法10条1項前段）…帰属仮装	342
(3) 正当な事業収益であると偽って預金を払い戻す（10条1項前段、刑法246条1項）…取得原因仮装	343
(4) 児童ポルノにつき、商品内容を偽って販売代金を取得する（10条1項前段）…取得原因仮装	344
(5) 不正に入手したキャッシュカードを使用した電子計算機使用詐欺による詐欺金を、他人名義口座に送金する（刑法246条の2、本法10条1項前段、刑法60条）…帰属仮装	345
(6) 他人になりすまして盗品を処分する（刑法235条、本法10条1項前段）…処分仮装	346
(7) 不正に入手したクレジットカードを使用した電子計算機使用詐欺により得たギフト券（Eメールにより送受信されるもの）を他人になりすまして売却する（刑法246条の2、本法10条1項前段）…処分仮装	347
(8) 犯罪収益等を海外の銀行に送金するなどする（10条1項前段）…取得原因仮装・隠匿	349
(9) 犯罪収益を他人名義の貸ロッカー内に隠匿する（10条1項前段）…隠匿	350
(10) 窃盗により得た現金等をコインロッカーから取り出して、別のコインロッカーに移動させる（刑法256条2項、本法10条1項前段）…隠匿	350

- (11) 詐欺により得た詐欺金により暗号資産を購入し、自己が管理するアドレスに送信する (10条1項前段、60条) …隠匿 …… 351
- (12) 窃取した現金を土中に埋める (刑法130条、235条、本法10条1項前段) …隠匿 …… 352
- (13) 労働者派遣法違反行為による犯罪収益の取得につき事実を偽装するため、預金通帳等を譲り受ける (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律59条1号、4条1項2号、本法10条3項、1項前段) …帰属偽装の予備 …… 353

## 8 犯罪収益等收受 (11条) …… 354

- (1) 犯罪収益をみかじめ料として收受する (11条) …… 355
- (2) 盗品等を有償で譲り受けるとともに、收受する (11条、刑法256条2項) …… 356
- (3) 暴力団幹部が犯罪収益を上納金として收受する (11条) …… 357
- (4) ノミ行為 (競馬法違反) により得た犯罪収益を賃料として徴収する (11条) …… 358
- (5) 電子計算機使用詐欺により得た犯罪収益である暗号資産を受信する (11条) …… 359

## 第3編 参考資料編

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 別表 .....	363
別表第一（第2条、第7条の2関係） .....	363
別表第二（第2条関係） .....	364
別表第三（第6条の2関係） .....	367
別表第四（第6条の2関係） .....	377
犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則10号） .....	378
第1章 総 則 .....	378
第2章 被告人以外の者の財産等の没収手続 .....	378
第3章 保 全 手 続 .....	378
第4章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての 国際共助手続 .....	393

用語索引 .....	397
判例索引 .....	403

# 第 1 編

---

## 逐条解説編

## 組織的犯罪処罰法の概要

### 組織的な犯罪に対する処罰等の強化

- 組織的な殺人等に対する刑の加重 (3条)
- 組織的な殺人の予備に対する刑の加重等 (6条)
- テロ等準備罪の処罰 (6条の2)
- 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等に対する刑の加重 (7条)
- 証人等買収罪の処罰 (7条の2)
- 団体に属する犯罪行為組成物件等の没収 (8条)

### 犯罪収益等の規制

#### マネー・ローンダリング行為の処罰

- 不法収益等による事業経営支配罪の処罰 (9条)
- 犯罪収益等隠匿罪の処罰 (10条)
- 犯罪収益等收受罪の処罰 (11条)

#### 犯罪収益等の没収・追徴

- 犯罪収益等の没収等 (13条~15条)
- 犯罪収益等に係る追徴 (16条)

#### 没収に関する手続の特例等

- 第三者の財産の没収手続等に係る特例 (18条)
- 犯罪被害財産の没収手続等に係る特例 (18条の2)

#### 保 全 手 続

- 没収保全 (22条~41条)
- 追徴保全 (42条~49条)
- 雑 則 (50条~53条)

没収・追徴の裁判の執行・保全についての国際共助手続等  
(59条~74条)

# 第1章 総 則

## 1 目 的

第1条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

本条は、本法の目的について定めたものである。

「組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み」とあるのは、本法が制定された背景である組織的犯罪対策の必要性について明らかにしたものである<sup>(注1)</sup>。

---

(注1) 本法は、平成11年8月18日に公布され(同年法律136号)、平成12年2月1日に施行された。当時、本法と犯罪捜査のため通信傍受に関する法律(平成11年法律137号)及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(同年法律138号)とを合わせて組織的犯罪対策三法と称した。

また、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」とあるのは、本法がTOC条約の実施法であることを明らかにしたものである。この部分は、平成29年の本法改正<sup>(注2)</sup>により加えられたものであり、その際、TOC条約上の義務の履行を担保するため、マネー・ローンダリングの前提犯罪が拡大された（2条2項関係）ほか、6条の2の罪（テロ等準備罪）及び7条の2の罪（証人等買収罪）が新設されるなどした。

---

(注2) 平成29年法律67号（同年6月21日公布、同年7月11日施行）による改正をいう。以下同じ。

## 第2章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

### ③ 組織的な殺人等

第3条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治40年法律第45号）第96条（封印等破棄）の罪 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科
- 二 刑法第96条の2（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科
- 三 刑法第96条の3（強制執行行為妨害等）の罪 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科
- 四 刑法第96条の4（強制執行関係売却妨害）の罪 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科
- 五 刑法第186条第1項（常習賭博）の罪 5年以下の拘禁刑
- 六 刑法第186条第2項（賭博場開張等図利）の罪 3月以上7年以下の拘禁刑
- 七 刑法第199条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは6年以上の拘禁刑
- 八 刑法第220条（逮捕及び監禁）の罪 3月以上10年以下の拘禁刑
- 九 刑法第223条第1項又は第2項（強要）の罪 5年以下の拘禁刑
- 十 刑法第225条の2（身の代金目的略取等）の罪 無期又は5年以上の拘禁刑

十一 刑法第233条（信用毀損及び業務妨害）の罪 5年以下の拘禁刑  
又は50万円以下の罰金

十二 刑法第234条（威力業務妨害）の罪 5年以下の拘禁刑又は  
50万円以下の罰金

十三 刑法第246条（詐欺）の罪 1年以上の有期拘禁刑

十四 刑法第249条（恐喝）の罪 1年以上の有期拘禁刑

十五 刑法第260条前段（建造物等損壊）の罪 7年以下の拘禁刑

- 2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第6条の2第2項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第5号、第6号及び第13号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

本条は、刑法に定められた一定の罪が組織的な態様又は団体の不正権益との関連で犯された場合につき、その法定刑を加重した罪を設けるものである。

## 1 趣 旨

犯罪に当たる行為が、団体の活動として、これを実行するための組織により行われる場合は、通常継続性や計画性が高度で、多数人が統一された意思の下で、指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って、一体として犯罪を実行するという点で、その目的実現の可能性が著しく高く、また、重大な結果を生じやすい、あるいは、莫大な不正の利益が生ずることが多く、特に悪質であって、違法性が高いと考えられる。しかし、刑法の一部の罪については、このような態様で犯されることが現実的に想定されるにもかかわらず、その法定刑がこのような場合の法定刑として十分でないと考えられることから、本条1項において、このような場合の加重類型が設けられたものである。

## 第3章 没収に関する手続等の特例

### 20 第三者の財産の没収手続等

第18条 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第19条第1項及び第21条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第13条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第15条第2項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第15条第2項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があったときは、刑事補償法（昭和25年法律第1号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第1項及び第2項に規定する財産の没収に関する手続については、

この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号）の規定を準用する。

本条は

- ① 13条の規定により、被告人以外の者（以下、本条の解説において「第三者」という。）に帰属する債権等（不動産及び動産以外の財産）を没収しようとする場合
- ② 13条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合

における当該財産の没収に関する手続について規定する。

これらの場合の没収においては、被告人に対する没収により、第三者の権利を剥奪する効果が生じ得るので、第三者が所有する物を没収する場合と同様に、この者に防御の機会を与える必要がある。第三者所有物の没収については、第三者没収応急措置法に規定する手続によるものとされているが、同法は、①又は②の場合には適用されない。そこで、本条は、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができないものとした上で（本条1項、2項）、その没収に関する手続については第三者没収応急措置法の規定を包括的に準用するとともに（本条6項）、②の場合について特則（本条3～5項）を設けたものである。

規則においては、被告人以外の者の財産等の没収に関する手続については、本法に定めるもののほか、規則の定めるところによるものとした上で（規則1条）、本条1項及び2項の没収に関する手続については、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則の規定を準用するものとしている（規則2条）。

## 第4章 保全手続

本章は、没収保全・附帯保全及び追徴保全の要件及び手続について規定する。

本章における没収保全とは、マネー・ローンダリングの前提犯罪に当たる罪に関し、本法その他の法令の規定により没収することができる財産を没収するため、裁判所又は裁判官が没収保全命令を発してその処分を一時的に禁止する処分であり、追徴保全とは、同様の罪に関し、追徴の裁判の執行を確保するため、裁判所又は裁判官が追徴保全命令を発して被告人又は被疑者の財産の処分を一時的に禁止する処分である。

これらの保全手続は、もともと麻薬特例法において設けられたものであるが、本法の制定に伴って対象となる犯罪が大幅に拡大され、手続関係の規定の大部分が麻薬特例法から本法に移された<sup>(注)</sup>。その後、平成29年の本法改正の際、TOC条約に整合するよう、対象犯罪が再度拡大されるとともに、従前は没収保全の対象となっていなかった犯罪組成物件及び犯罪供用物件についてもその対象とされるに至っている。

本章の保全手続のうち、司法警察員が請求主体となり得るのは、起訴前の没収保全・附帯保全（23条）に限られる。また、麻薬特例法におけるのと異なり、本法においては、原則として捜査段階（起訴前）の追徴保全は認められておらず、9条1項から3項までの罪について薬物不法収益等を用いた場合（16条3項の規定により追徴すべき場合）に限って認められている（43条）。

---

(注) 現在でも、薬物犯罪等に関する被告事件に係る没収保全及び追徴保全の要件等については麻薬特例法に規定され、手続の大部分については本法の例によることとされている（麻薬特例法19条、20条）。また、不正競争防止法35条、36条にも、同法の罰則に関する事件に係る同様の規定がある。

## 第1節 没収保全

### 25 没収保全命令

第22条 裁判所は、第2条第2項第1号イ若しくはロ若しくは同項第2号ニに掲げる罪又は第10条第3項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると思料するときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第1項若しくは第2項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に関する

## 第5章 削 除

### 57 削 除（第54条から第58条まで）

第54条から第58条まで 削除

本法5章には、疑わしい取引の届出に関する規定が設けられていたが、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律22号）が制定された際、関係規定が同法に移された（同法8条、13条、14条参照）。

## 第6章 没収及び追徴の裁判の執行及び 保全についての国際共助手続等

本章に定める共助は、外国の刑事事件に関し、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行の共助又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときに、一定の制限事由に該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができるとするものである（59条1項）。この要請は、原則として外務大臣が受理し、法務大臣に送付されて、法務大臣の命令を受けた地方検察庁の検事正がその庁の検察官に共助に必要な処分をさせることとされる（61条、73条1項、共助法4条、5条1項1号、7条1項）。

没収又は追徴の確定裁判の執行の共助（執行共助）の要請については、検察官の請求により、裁判所において、利害関係人を参加させて、共助をすることができる場合に該当するか否かの審査をし（62条）、共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該要請に係る没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなして執行される（64条）。没収又は追徴のための保全の共助の要請については、検察官が裁判官に没収保全又は追徴保全の請求をするものとし（66条、67条）、その手続については、4章の規定等が準用される（73条1項）。

なお、本章の規定は、我が国が外国の要請に基づいて行う共助について定めるものであり、我が国が外国に対し同様の共助の要請を行う手続については規定していない。外国にある財産についても、我が国の裁判所が没収の裁判を言い渡すことができるものと考えられ、また、外国に財産を有する被告人に対し、我が国の裁判所が追徴の裁判を言い渡すことは当然可能である。

これらの裁判の執行については、検察官が指揮することとなるが（刑訴法472条）、その執行方法については、強制的なものについての規定があるだけで（刑訴法490条）<sup>（注1）</sup>、一般的には最も適切な方法を採用すべきものと考えられるので<sup>（注2）</sup>、例えば、外国に対し没収又は追徴の確定裁判の執行の共助を要請し、外国から財産が提供された場合に、これに対して執行することは当然に可能である。

---

（注1）なお、本法18条の3、18条の4の施行後には、特定電子移転財産権の権利者に命じて、これを検察官に移転させる方法による執行方法が新設されることになることとなる、この命令は、違反について罰則が設けられており、間接強制が可能になることとなる。

（注2）押収されていない没収物を所持する者に任意にこれを提出させ、あるいは、追徴の裁判を受けた者に任意にこれを納付させることは、没収又は追徴の裁判の執行における通常の方法である。

## 第7章 雑 則

### 75 政令等への委任

第75条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第18条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第4章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。

本条は、政令及び最高裁判所規則への委任について規定する。

本条1項は、政令への委任に関する規定である。没収保全と滞納処分との手続の調整については40条に規定されるが、本条1項は、その細則のうち滞納処分に関するものを政令で定めることとしており、この委任に基づいて、没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（平成11年政令402号）が設けられている。ここにいう「没収保全」には、4章に規定する没収保全のほか、6章の規定による没収保全を含む。

本条2項は、最高裁判所規則への委任に関する規定である。この委任に基づいて、没収保全と滞納処分との手続の調整についての細則のうち没収保全に関するものを含め、犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則10号）〔本書第3編に掲載〕が設けられている。

76 経過措置

第76条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

本条は、本法の規定に基づく政令の制定・改廃に当たり、その政令で、その制定・改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置を定めることができる旨を定めた確認的規定である。

## 第2編

---

# 犯罪事實記載例編

# 1 組織的な殺人等（3条）

## （前注）

本法3条の罪は、刑法に定める罪が組織的な態様又は不正権益に関連する目的で行われた場合にその刑を加重するものであるところ、その加重の根拠となる事実を犯罪事実の中で具体的に明示する必要がある。すなわち、本法2条1項に規定する意味での「団体」が存在することのほか、同条1項の罪の場合には、罪に当たる行為が「団体の活動として」「当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われた」ものであることを、同条2項の罪の場合には、「団体に不正権益を得させる」等の目的で行われたものであることを、具体的事実をもって示す必要がある。

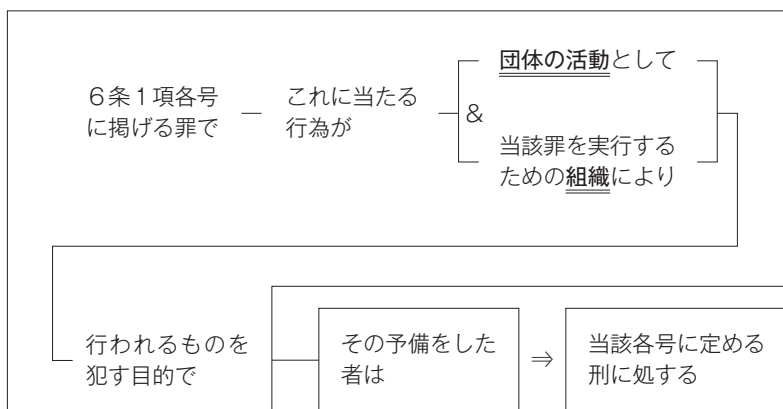
このことを指摘し、原判決が明確性を欠くものとして破棄し、本法3条違反の罪となるべき事実（組織的な恐喝）を自ら認定した判決として、東京高判平16.3.9判時1886.158があり、犯罪事実を起案する上でも参考になるので、長文となるが引用しておくこととする（編著者において、固有名詞、日時等を適宜改変している。また、判文中の下線及びこれに付した番号は、編著者による加筆である。）。

「(組織的犯罪処罰法) 3条1項は、「次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたとき」との要件を定めており、ここにいう「当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われた」とは、当該行為が組織的な態様、すなわち、その組織に属する複数の自然人が、指揮命令関係に基づいて、それぞれあらかじめ定められた役割分担に従い、一体として行動することの一環として行われたことを意味すると解される。同条2項は、「団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(中略)に掲げる罪を犯した者」との要件を定めており、ここにいう「不正権益」とは、例えば、暴力団がその縄張りとして設定した一定の地域内において、威力を背景として、当該暴力団又はその構成員が飲食店等からのみかじめ料等の獲得という不正な行為により継続的に利益を得ている場合における、当該縄張りをいうと解される。

組織的犯罪処罰法3条には上記の各要件が定められているのであるから、同条違反の罪に該当する事実を(罪となるべき事実)として認定するには、上記各要件が満たされていることを判文上明らかにする必要があることはいうまでもない。しかしながら、原判示の(罪となるべき事実)には、本件恐喝行為が、「当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われた」ものであること(同条1項)が示されておらず、当該要件を満たす事実該当すると解される具体的な事実の摘示もない。もっとも、上記(罪となるべき事実)には、被告人及び共犯者らの地位や人的関係、上記〇〇一家が組織的犯罪処罰法上の「団体」に該当することについての事実が摘示されているが、「組織により行われた」とは、当該行為自体が組織的な態様で

## 2 組織的な殺人等の予備（6条）

〈6条1項〉



「団体の活動」…団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するもの

「団体」…共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの

「組織」…指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体

ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する（自首による刑の必要的減免）。

**(1) 組織的な殺人の予備（6条1項1号、刑法60条）**

被疑者は、指定暴力団〇〇組内△△組◇◇会の構成員であったものであり、同会は、その構成員らが同会の威力を利用して生計の維持のための資金を得ることができるようにするため、同会の威力を構成員らに利用させることなどを共同の目的とする多数人の継続的結合体であって、前記△△組舎弟兼◇◇会会長であるAの包括的指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って前記目的を実現するための行為が反復して行われる団体であるが(①)、前記A、◇◇会若頭B及び同会組員Cらと共謀の上、〇〇組の運営に不満を持っていた△△組××一家総長V（当時50歳）に制裁を加えることにより、△△組内における◇◇会の地位を上げるため、同会において同人を殺害する旨の前記Aの意思決定に基づく◇◇会の団体の活動として(②)、前記Vの殺害を実行するための組織により(③)、同人を殺害する目的で、令和●年●月●日午前●時頃から同日午前●時頃までの間、横浜市《番地略》付近路上において、被疑者及び前記Cが、斧1本及び包丁2丁を準備して前記Vを待ち伏せして殺害する機会をうかがい、さらに、同市《番地略》所在の駐車場北側路上において、前記包丁を携帯して同人に近づくなどし(④)、もって団体の活動として、組織により人を殺害する目的で予備をしたものである(⑤)。

- ① ◇◇会が「団体」であることを示している。1(2)の解説を参照。
- ② 計画されたV殺害が、◇◇会の「団体の活動」として行われるものであることを示している。「団体の活動」であるといえるためには、団体の意思決定及び団体への効果・利益の帰属が要件となるが、暴力団においては、首領の意思決定が、即「団体」の意思決定となることが想定され、本例においても、◇◇会の会長であるAの意思決定をもって、◇◇会としての意思決定があったものと認定している。

## 第 3 編

---

### 参考資料編

# 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 の規制等に関する法律 別表

令和8年1月1日現在

## 別表第一（第2条、第7条の2関係）

- 一 第6条の2第1項又は第2項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪
- 二 第7条の2（証人等買収）の罪
- 三 第10条（犯罪収益等隠匿）若しくは第11条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第6条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第7条（薬物犯罪収益等收受）の罪
- 四 刑法第155条第1項（有印公文書等偽造）若しくは第2項（有印公文書等変造）の罪、同法第156条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第155条第1項又は第2項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第159条第1項（有印私文書等偽造）若しくは第2項（有印私文書等変造）の罪
- 五 刑法第197条から第197条の4まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）又は第198条（贈賄）の罪
- 六 刑法第224条から第228条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
- 七 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第2項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第34条第1項第7号又は第9号の違反行為に係るものに限る。）
- 八 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第70条第1項第1号（不法入国）、第2号（不法上陸）若しくは第5号（不法残留）若しくは第2項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第74条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第74条の2（集団密航者の輸送）若しくは第74条の4（集団密航者の收受等）の罪、同法第74条の6（不法入国等援助）の罪（同法第70条第1項第1号又は第2号に規定する行為に係るものに限

る。)、同法第74条の6の2第1項第1号(難民旅行証明書等の不正受交付)若しくは第2号(偽造外国旅券等の所持等)若しくは第2項(営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等)の罪、同法第74条の6の3(未遂罪)の罪(同法第74条の6の2第1項第3号及び第4号の罪に係る部分を除く。 )又は同法第74条の8(不法入国者等の蔵匿等)の罪

九 旅券法(昭和26年法律第267号)第23条第1項第1号(旅券等の不正受交付)若しくは第3号から第5号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第2項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪に係る同条第3項(未遂罪)の罪

十 刑法第95条(公務執行妨害及び職務強要)の罪若しくは同法第95条の2(電子計算機損壊等公務執行妨害)の罪(裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。)又は同法第223条(強要)の罪(次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

イ 死刑又は無期若しくは長期4年以上の拘禁刑が定められている罪(口に掲げる罪を除く。)

ロ この表に掲げる罪

## 別表第二(第2条関係)

一 刑法第163条の4(支払用カード電磁的記録不正作出準備)の罪、同法第163条の5(未遂罪)の罪(同法第163条の4第1項の罪に係る部分に限る。)

又は同法第175条(わいせつ物頒布等)若しくは第186条第1項(常習賭博)の罪

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第18条第2号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第99条の9第1号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

四 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第200条第14号(損失補填に係る

## 用語索引

- 【英数】**  
 FATF 勧告対応法 … 71, 111, 134, 266  
 TOC 条約 … 5, 13, 44, 65, 105, 159, 163
- 【い】**  
 隠匿…………… 91
- 【う】**  
 疑わしい取引の届出…………… 253
- 【か】**  
 仮装…………… 89, 90, 91  
 株主等…………… 81  
 株主等の権限に基づく影響力…………… 82
- 【き】**  
 起訴前の追徴保全…………… 233  
 起訴前の追徴保全の実体的要件…………… 233  
 起訴前の没収保全及び附帯保全…………… 173  
 起訴前の没収保全の効力の期間…………… 175  
 起訴前の没収保全又は附帯保全の  
 実体的要件…………… 174
- 起訴前の没収保全命令が発せられ  
 ている事件に関する起訴状の記載  
 等…………… 178  
 共助の要請に係る確定裁判の効力が  
 なくなったときの決定の取消し…………… 281  
 共助の要請に関する裁判所の審査…………… 270  
 共助の要請の受理…………… 268  
 共助の要請の撤回…………… 291  
 共助をすることができる場合に該当する  
 旨の決定が確定した場合の効力…………… 276  
 強制執行に係る財産の没収の制限…………… 216  
 強制執行の停止…………… 218  
 共同の目的…………… 9  
 共同の目的を有する多数人の継続的  
 結合体…………… 8  
 金銭債権（の没収）…………… 111, 112, 215
- 【く】**  
 具体的双罰性の欠如…………… 260
- 【け】**  
 計画…………… 51  
 計画行為…………… 51, 56  
 契約に係る債務の履行として提供された  
 もの…………… 100, 132  
 結合関係の基礎としての共同の目的… 48

## 【こ】

抗告	165, 168, 190, 207, 230, 243, 250, 271, 275, 282
国外犯	105
国民の国外犯	105
子法人	82
混和	20
混和財産	23, 129, 131
混和した財産	20, 115

## 【さ】

債権等	141
債権等の没収の執行に対する刑事 補償法による補償の特例	158
債権の没収保全	200
財産	13
財産上の不正な利益を得る目的	14
財産に対する罪	116
裁判員等に対する威迫	62
裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律（裁判員法）	62
債務者に対する通知	154

## 【し】

事業経営	82
資金	19
自己又は他人の刑事事件	66
事実の取調べ	292
自首による必要的な刑の減免	42
実行準備行為	52
收受	99

重大な犯罪	13, 14
取得した犯罪収益等の帰属を仮装する 行為	89
準抗告	190, 251
証拠隠滅等	62, 66
証人等威迫	62
証人等買収罪	65
条約による国外犯	106
親告罪	58, 88
審査の請求を受けた裁判所	284, 285, 286, 287

## 【せ】

前提犯罪	13, 85, 87
船舶等の没収保全	197

## 【そ】

相互主義の保証	263, 264
即時抗告	189, 251
組織	10, 31
組織的な営利目的略取及び誘拐の予備	40
組織的な殺人の予備	40
組織的犯罪集団	47, 55, 56
組織により	32, 50
「その他の財産権」の没収保全	204

## 【た】

第一回公判期日前における没収保全に 関する処分	170
第三債務者の供託	214
第三者に帰属する債権等の没収に係る 手続	142
第三者の権利がその上に存在する財産 の没収に係る手続	143
代替金	188, 225
代替金が納付された場合における措置 ……………	210
代替金納付の効果	190
代替金の納付の許可	188
滞納処分	224, 299
第4次対日審査報告書（FATF）	73
団体	8, 30, 34, 48
団体に属する犯罪行為組成物件等の没収 ……………	68
団体の意思決定	30
団体の意思決定に基づく行為	30
「団体の意思決定に基づく行為」に よる効果又は当該行為の利益	31
団体の活動	29, 50, 63, 67, 69

## 【ち】

地上権、抵当権その他の権利	166
地上権、抵当権その他の第三者の権利 ……………	144
抽象的雙罰性の欠如	259

## 【つ】

追徴	134
追徴とみなす没収	266
追徴のための保全の共助の要請	286
追徴保全	227, 286
追徴保全解放金	240
追徴保全解放金が納付された場合に おける措置	245
追徴保全の実体的要件	228
追徴保全命令	227, 229, 232
追徴保全命令が効力を失った場合に おける措置	245
追徴保全命令による処分の禁止	227
追徴保全命令の執行	235
追徴保全命令の失効	244
追徴保全命令の取消し	242
追徴保全命令の取消しの実体的要件	243
罪に当たる行為を実行するための組織 により	31, 50, 63, 67, 69

## 【て】

テロ資金提供等処罰法	18, 87
テロ等準備罪	18, 44, 45, 55
テロリズム集団その他の組織的 犯罪集団	47, 55

## 【と】

動産の没収保全	198
逃亡犯罪人引渡法の特則	298
特別抗告	275, 282

## 【に】

任意的追徴	134
任意的没収	111, 114

## 【は】

犯罪収益	12, 86, 113
犯罪収益等	20, 86, 98
犯罪収益等が混和した財産の没収等	129
犯罪収益等の隠匿行為	91
犯罪収益等の仮装・隠匿行為	85
犯罪収益等の收受の罪	98
犯罪収益等の取得について事実を仮装 する行為	89
犯罪収益等の取得の原因を仮装する 行為	89, 90
犯罪収益等の処分について事実を仮装 する行為	91
犯罪収益等の没収	110
犯罪収益に由来する財産	19, 113
犯罪収益の発生の原因につき事実を 仮装する行為	92
犯罪の性質	122, 123
犯罪被害財産	22, 115, 116, 135
犯罪被害財産である旨等の宣明	148
犯罪被害財産の価額の追徴	135
犯罪被害財産の没収禁止	116
犯罪被害財産を没収できる場合	119, 121, 123, 124
犯人	70, 131, 136
犯人以外の者に帰属しない	132
犯人蔵匿等	62

## 【ひ】

被害回復給付金	119, 149
被害回復給付金支給制度	118
被告事件への参加	142
必要的追徴	136
必要的没収	125
必要的没収の例外	127

## 【ふ】

不正競争防止法	17, 113, 159
不正権益	26, 34, 55, 63
不正な行為	34
附帯保全	165, 283
附帯保全の実体的要件	166
附帯保全命令	156, 165, 167, 168, 283
附帯保全命令の効力	225
附帯保全命令の取消し	206
二人以上で計画した	51
不動産の没収保全	192
不動産の没収保全命令の執行	193
不法財産	23, 131, 142, 228
不法財産等	23, 266
不法収益等	22, 79, 113
不法収益等による法人等の事業経営 の支配を目的とする行為	76

## 【へ】

別表第一	14
別表第三	47, 48, 49, 50
別表第二	14
別表第四	50

## 【ほ】

報酬として……………	66, 67
法人等……………	81
法令上の義務の履行として提供された ……………	100, 132
没収財産の上に存する権利の存続……………	132
没収された債権等の処分……………	153
没収することができないとき……………	134
没収対象財産……………	23, 163
没収対象財産の上に存する第三者の 権利……………	144
没収・追徴の確定裁判の執行の共助 又は没収・追徴のための保全の 共助……………	257
没収のための保全の共助の要請……………	283
没収保全……………	163, 283
没収保全が効力を失うことがなくなる に至った場合における通知等……………	180
没収保全が効力を失った場合における 措置……………	210
没収保全財産……………	23, 184
没収保全と強制執行等との手続の調整 ……………	212
没収保全と担保権の実行としての競売 の手続との調整……………	220
没収保全に関する裁判の執行……………	182
没収保全に関する処分……………	170
没収保全の期間が不当に長くなった とき……………	206
没収保全の効力……………	184
没収保全の失効の例外……………	176
没収保全の実体的要件……………	163
没収保全の対象となる罪……………	162
没収保全の必要性……………	163
没収保全の理由……………	163

没収保全又は追徴保全命令の効力の 期間（国際共助）……………	288
没収保全命令……………	156, 162, 164, 168
没収保全命令の効力の期間の更新……………	177
没収保全命令の失効……………	208
没収保全命令の取消し……………	174, 206
没収保全命令の取消しの実体的要件……………	206

## 【ま】

マネー・ローンダリング処罰の趣旨……………	71
-----------------------	----

## 【や】

役員等……………	82
薬物犯罪……………	21
薬物犯罪収益……………	20, 126
薬物犯罪収益等……………	21
薬物犯罪収益に由来する財産……………	21
薬物不法収益等……………	22, 125, 126

## 【ゆ】

有体物……………	110
----------	-----

## 【り】

両罰規定……………	70, 84, 94, 104, 131, 136, 139
-----------	--------------------------------

## 判例索引

## 【大審院、最高裁判所】

大判明 36.6.30 刑録 9.1187	70
大判昭 7.3.14 刑集 11.174	132
最大判昭 23.6.30 刑集 2.7.777	129
最判昭 40.6.29 刑集 19.4.490	132, 166
最大判昭 43.9.25 刑集 22.9.871	138, 189
最判平 15.4.11 刑集 57.4.403, 裁集刑 284.1	16
最判平 17.7.22 刑集 59.6.646	16, 111
最決平 17.8.1 刑集 59.6.676	96, 97
最判平 20.4.22 刑集 62.5.1528	137
最決平 20.11.4 刑集 62.10.2811	87, 88
最決平 27.9.15 刑集 69.6.721	32, 33
最判令 1.12.20 刑集 73.5.174	16, 88
最決令 6.10.7 刑集 78.5.281	135
最判令 6.12.17 刑集 78.6.462	86, 114

## 【高等裁判所】

仙台高判昭 31.9.29 高裁特報 3.22.1061	54
名古屋高金沢支判平 6.6.21 判時 1510.158	137
大阪高判平 9.3.26 判夕 962.265	137
大阪高判平 10.9.25 判夕 1008.286	99
東京高判平 14.1.16 高刑集 55.1.1	11, 30
福岡高判平 15.10.22 高檢速報平 15.156	15
東京高判平 16.3.9 判時 1886.158	303, 313
東京高判平 16.6.16 東高時報 55.1 = 12.47	90, 93
大阪高判平 17.5.18 判時 1902.157	118
東京高判平 17.6.3 判時 1895.149	137
名古屋高判平 17.11.14 高檢速報平 17.283	95, 96
東京高判平 17.11.17 判夕 1212.310	117

東京高判平 18.2.21 判タ 1217.318	129
大阪高判平 18.11.2 刑集 61.9.835	87
東京高判平 20.7.3 高検速報平 20.109	95, 96
東京高判平 21.10.20 判タ 1351.249	111
福岡高判平 22.8.5 判タ 1335.281, 判時 2095.159	149
東京高判平 23.4.26 高検速報平 23.93	89, 90
福岡高判平 25.1.25 高検速報平 25.237	91
東京高判平 25.6.12 判タ 1417.194	95
大阪高判平 25.10.9 訟月 60.7.1425	231
福岡高判平 27.3.26 判例秘書登載	95
東京高判令 1.9.13 高検速報令 1.260	95, 96
大阪高判令 1.11.26 高検速報令 1.469	87
東京高判令 4.6.23 高検速報令 4.188	112
名古屋高判令 5.8.22 高検速報令 5.248	129
福岡高那覇支判令 6.11.26 高検速報令 6.169	90

#### 【地方裁判所】

東京地判平 11.3.25 判時 1690.156	92
横浜地川崎支判平 13.3.12	11
東京地判平 15.1.20 判タ 1119.267	78
東京地判平 17.2.9 判タ 1185.159	92
大阪地判平 19.2.7 判タ 1266.331	98
大阪地判平 19.9.13 判タ 1266.340	90
さいたま地判平 20.2.14 裁判所ウェブサイト	90
福岡地判令 2.11.27 公刊物未登載	78
東京地判令 7.1.23 公刊物未登載	78

〈編著者紹介〉

加藤 俊治 名古屋地方検察庁検事正、前最高検察庁総務部長、元法務省大臣官房審議官（刑事局担当）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

組織的犯罪処罰法ハンドブック

～逐条解説から犯罪事実記載例まで～（第2版）

令和8年4月30日 第2版第1刷発行

編著者 加藤 俊治  
発行者 橘 茂雄  
発行所 立花書房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電話 03-3291-1561（代表）  
FAX 03-3233-2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

令和元年8月10日初版発行  
© 2026 Toshiharu Kato

令和2年5月10日初版第2刷発行  
（印刷・製本）倉敷印刷

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。